

第1 趣旨

この要領は、神奈川県子ども・子育て支援交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2 目的

就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない理由により、保育時間を延長して児童を預けられる環境が必要とされている。こうした需要に対応するため、保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

第3 事業の実施主体

市町村。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

第4 補助事業の内容等

1 事業の内容

延長保育事業の実施について（令和7年3月31日こ成保第258号）の別紙「延長保育事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）3、4のとおり。

2 補助基準額及び補助率

交付要綱別表のとおり。

3 留意事項及び保護者負担

実施要綱5、6のとおり。

第5 対象経費

交付要綱別表のとおり。

第6 提出書類

本事業による補助を受けようとする者は、次の書類を提出することとする。

- (1) 神奈川県子ども・子育て支援交付金交付申請書（第2号様式）
- (2) 神奈川県子ども・子育て支援交付金所要額調書（別表1）
- (3) 神奈川県子ども・子育て支援交付金内訳書（別表2）
- (4) 歳入歳出予算（見込）書抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
- (5) 市町村子ども・子育て支援事業計画の写しその他必要と認めた書類

第7 実績報告

本事業の補助を受けた者は、交付要綱に定めるもののほか、次の書類を提出することとする。

- (1) 神奈川県子ども・子育て支援交付金実績報告書（第6号様式）
- (2) 神奈川県子ども・子育て支援交付金精算書（別表4）
- (3) 神奈川県子ども・子育て支援交付金内訳書（別表2）
- (4) 歳入歳出決算（見込）書抄本（当該補助事業の支出額を備考欄に明記すること。）
- (5) 市町村子ども・子育て支援事業計画の写しその他必要と認めた書類